障害福祉サービス　過誤申立の仕組み

◎過誤申立とは･･･請求に誤りがあり、誤った金額で入金された場合に、市町村に申し出をし、請求の取り下げを行うことです。
（エラーや返戻等、入金がなかった場合においては過誤申立をすることができません。※1）

◎過誤申立の手順
過誤申立書を市町村へ提出（電子申請）
→翌月以降に正しい請求額での請求を国保連へ伝送（電子請求）

電子申請はこちらから⇒

◎同月過誤
【例１：増額の場合（加算漏れ等により、入金された金額が少なかった場合）】

R7.8	R7.9	R7.10（〆20 日）	R7.11（〆10 日）	R7.12
①8 月提供分の利用者 A の給付費 10 万円：正	②国保連へ誤って 9 万円：誤 で電子請求	10/15 9 万円：誤の入金※１ --- ③　②(9 万円) に対する**過誤申立書を東大阪市へ提出**（電子申請）※２ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ９月提供分の事業所の東大阪市利用者全員分の給付費 50 万円	④**正しい金額** **１０万円：正** **で国保連へ再請求** （⇒+10 万円） ※３ - 9 万円の処理がされる ＊＊＊＊＊＊＊＊ 国保連へ電子請求 50 万円	12/15 +10 万円 －９万円 + １万円 ＊＊＊＊ ９ 月提供分 50 万円 **51 万円入金**

※1　請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。
　　③の手順（過誤申立）をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。
※2　過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。
※3　この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。

【例２：減額の場合（算定誤り等により、多く入金されていた場合)】

R7.8	R7.9	R7.10（〆20 日）	R7.11（〆10 日）	R7.12
①8 月提供分の 利用者 A の給付費 10 万円：正	②国保連へ 誤って 11 万円：誤 で電子請求	10/15 誤った金額 １１万円：誤の入金 ③　②（１１万円） に対する**過誤申立書** **を東大阪市へ提出** （電子申請）※２ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 9 月提供分の事業所 の東大阪市利用者全 員分の給付費 50 万円	④**正しい金額** １０万円：正 **で国保連へ電子請** **求**（⇒＋１０万円） －11 万円の処理が される ＊＊＊＊＊＊＊＊ 国保連へ電子請求 50 万円	12/15 +10 万円 －11 万 －１万円 ＊＊＊＊ 9 月提供分 50 万円 **49 万円入金**

※1　請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。
　　③の手順（過誤申立）をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。

※2　過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。

※3　この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。